

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面(3)

2014年(平成26年)12月15日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博	盛	
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金	敏	寛	
同 弁護士	池	上	遊	
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜

他49名

目 次

第 1	本準備書面の目的	4
第 2	朝鮮高校が無償化制度から排除されるまでの経緯からみても規則 ハ号の削除及び不指定が違憲・違法であること	4
1	無償化法制定に至る経緯	4
(1)	政権交代以前の民主党が朝鮮高校への無償化法の適用を前提と していたこと	4
(2)	政権交代直後の民主党政権も朝鮮高校への無償化法の適用を前 提としていたこと	7
(3)	無償化法案の国会での審議過程においても朝鮮高校への無償化 法の適用を前提としていたこと	7
2	無償化法施行から審査停止（2010年（平成22年）11月24 日）直前までの経緯	28
(1)	検討会議の報告においても朝鮮高校の指定が前提とされていた こと	28
(2)	政府統一見解においても朝鮮高校の指定が前提とされていたこ と	33
(3)	与党である民主党内でも朝鮮高校の指定が前提とされていたこ と	33
(4)	文部科学大臣の談話においても朝鮮高校の指定が前提とされて いたこと	33
3	審査停止から審査再開（2011年（平成23年）8月）までの経 緯	35
(1)	韓国延坪島での南北朝鮮の軍事衝突事件直後の審査停止	35
(2)	政府が答弁する審査停止の理由が規則ハ号規程及びこれに関す る政府統一見解、文部科学大臣談話とは無縁の外交上の理由であ ったこと	37

(3) 「不当な支配」を持ち出した自民党からの追及とこれに対する 民主党政権の答弁	41
(4) 政府が答弁する審査再開理由もまた規則ハ号規程及びこれに関 する政府統一見解、文部科学大臣談話とは無縁の外交上の理由で あったこと	44
4 審査再開後から不指定処分(2013年(平成25年)2月20日) に至るまでの経緯	45
(1) ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国 際学園に対する審査	45
(2) 九州朝鮮高校を含む朝鮮高校に対する審査	47
(3) 国際人権A規約13条2(a)及び(c)の中等教育・高等教 育の「無償教育の漸進的導入」留保撤回	55
(4) 自民党への政権交代と180度方向を変えた不指定の方針	56
(5) パブリックコメントと同意見に対する文部科学省の考え方から も朝鮮高校の不指定・規則ハ号削除の理由が政治・外交上の理由 にあることは明らかであること	57
5 規則ハ号規程削除後のコリア国際学園及びホライゾンに対する取 扱いとの矛盾	58
第3 結語	59

第1 本準備書面の目的

原告らは、本準備書面において、朝鮮高校が高校無償化制度から排除されるまでの経緯、具体的には、①無償化法制定に至る経緯、②無償化法施行から審査停止（2010年（平成22年）11月24日）直前までの経緯、③審査停止から審査再開（2011年（平成23年）8月）までの経緯、④審査再開後から不指定処分（2013年（平成25年）2月20日）に至るまでの経緯、また、⑤規則ハ号規程削除後のコリア国際学園及びホライゾンジャパンインターナショナルスクールに対する取扱いとの矛盾からみても、規則ハ号の削除及び不指定が違憲・違法であることを述べる。

なお、略語等は従前の訴状、準備書面の例による。また、証拠の引用中の下線部は引用者によるものである。

第2 朝鮮高校が無償化制度から排除されるまでの経緯からみても規則ハ号の削除及び不指定が違憲・違法であること

1 無償化法制定に至る経緯

(1) 政権交代以前の民主党が朝鮮高校への無償化法の適用を前提としていたこと

ア 民主党は、2007年（平成19年）7月29日の参議院議員通常選挙の際の民主党マニフェストにおいて、3つの約束の1つとして「公立高校の授業料などを無償化するとともに、奨学金制度を拡充します。」と明記し、政策各論の中では「高等学校は、希望者全入とし、無償化します。すべての人が、生まれた環境に関わりなく、意欲と能力に応じて高等教育（大学・大学院等）を受けられるよう、国際人権規約に基づき、高等教育の無償化を漸進的に導入し、奨学金制度など

関連諸制度を抜本的に拡充します」と明記していた(甲23)。

イ 民主党は、参議院議員通常選挙後に開かれた第169回国会では、前記マニフェストの記述を受けて、2008年(平成20年)3月18日、「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」(参第4号)を提出したが、参議院にて審議未了となった(甲24の1及び2)。

ウ 民主党は、2009年(平成21年)1月に招集された第171回国会においても、同年3月25日、同名同趣旨の法律案(参第7号)を提出した(甲25の1ないし3)。

まず、上記法案が先議された参議院では、同年4月21日の文教科学委員会で趣旨説明が行われたが、その中で、発議者の鈴木寛議員からは「国際人権A規約における中等教育に係る条項第13条の2(b)においても「すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」と定められております。今回提案いたしておりますいわゆる高校無償化法案は、こうした理念の具体化を図るものであり、後期中等教育の無償化実現に向けた第一歩と考えております。」と説明されている(甲25の4)。

同月23日の文教科学委員会の質疑の中では、発議者の鈴木寛議員から「私どもは、この法律で、二条の第1項第四号で「高等学校等」ということにしているんですね。「等」の中で、四号というのは専修学校及び各種学校ということでございます」、「その前提で、この四号ですが、「高等学校の過程に

類する課程を置く」というところがポイントになるわけありますが、「この高等学校課程に類するところを極力広く対象に加えていきたいと、こういうことを考えております。」と説明されている（甲 25 の 5）。

そして、同月 24 日の参議院本会議では賛成多数で可決された（甲 25 の 1）。

次に、衆議院においても、同年 5 月 22 日の文部科学委員会で参議院文教科学委員会と同趣旨の趣旨説明が行われた（甲 25 の 7）後、同月 27 日の文部科学委員会の質疑の中では、鈴木寛議員が「高校等ということになっておりますので、等の中で、高等専門学校、専修学校、各種学校、これをきちっと対象としていきたいと思っております」と説明し、また、大島議員も「我々民主党が政権を預からせていただいた折には、一刻も早くこの（A 規約（社会権規約）第 13 条 2 項（b）及び（c）の：引用者注）留保を解除したいというふうに思っております。」と説明している（甲 25 の 8）。

しかし、上記法案は、衆議院解散により審査未了となった（甲 25 の 6）。

エ 民主党は、2009 年（平成 21 年）8 月 30 日の衆議院総選挙の際の民主党のマニフェストにおいても、5 つの約束として、「高校は実質無償化し、大学は奨学金を大幅に拡充します」と明記し、その理由については「経済的な理由で十分な教育が受けられない。どこの国でもない、日本での話です。民主党は、すべての子どもたちに教育のチャンスをつくります」と説明し、政策各論の中では「公立高校を実質無償化し、私立高校生の学費負担を軽減する」と明記していた（甲 26）。

(2) 政権交代直後の民主党政権も朝鮮高校への無償化法の適用を前提としていたこと

2009年(平成21年)8月30日の衆議院議員総選挙で民主党が勝利し、政権交代した。

鳩山総理大臣は、同年10月26日の第173回国会における所信表明演説の中においても、「すべての意志ある人が、質の高い教育を受けられる国を目指していこうではありませんか。このために、財源をきちんと確保しながら、子ども手当の創設、高校の実質無償化、奨学金の大幅な拡充など進めていきたいと思えます。」と述べた(甲27)。

政権交代後の2010年度(平成22年度)の予算概算要求(平成21年10月)では、高等学校等就学支援金として4500億円が計上され、2010年(平成22年)1月15日の都道府県担当者説明会で配布された「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金Q&A(Vol.1)」のQ&A27において「各種学校については制度上専修学校になり得ない外国人学校について予算積算している」とされている(甲28)とおり、予算措置の段階では、全国10校の朝鮮高校を含めた予算編成がされていたものであり、朝鮮高校も無償化の対象とすることが前提とされていた。

そして、民主党政府は、2010年(平成22年)1月29日、「高校無償化」法案を閣議決定し、第174回国会に提出した(閣法第5号)(甲31)。

(3) 無償化法案の国会での審議過程においても朝鮮高校への無償化法の適用を前提としていたこと

ア 2010年(平成22年)2月21日に、中井拉致問題担

当大臣が朝鮮学校を無償化から除外するように川端文部科学大臣に要請したことを受けて、同月23日、川端大臣が会見をした。

その際、川端文部科学大臣は中井大臣に対して「私たちは高校無償化の対象の、いわゆる専修学校、各種学校をどういう基準で高校と同程度とみなすかという基準の作成をしているのであって、その判断の中に、外交上の配慮や、あるいは教育の中身に関してのことが判断の材料になるものではないのは御理解をいただきたい」と述べた。

さらに、「授業の中身も、こんなことを教えている、あんなことを教えているということが、対象の判断とは思っていません。高等学校に準ずる教育がされているのかどうかということに集約されているというふうに思っています。」と述べた（以上、甲29）。

また、川端文部科学大臣は、同月26日の記者会見においても、「私の立場としては、前から申し上げていますように、高等学校と高等学校とみなせるといいうものを対象にするとい
うことが大原則でありますから、そのためには、何をもって
高等学校と同じようなものとみなすのかという判断基準と、
どういう方法で確認するのか、この二つで最終的に、客観的に
決められるようにしたい」と述べている（甲30）。

イ 無償化法の衆議院での審議状況

(ア) 無償化法は、第174回国会で、衆議院で先議され、文部科学委員会では、2010年（平成22年）2月26日（趣旨説明、甲9）、同年3月5日、同月9日、同月10日、同月12日の5回にわたり質疑が行われた後、同月16日、

衆議院本会議で賛成多数で可決した（甲 3 1）。

上記衆議院の審議の中では、以下述べるような審議が行われている。

しかし、被告国が本件訴訟で九州朝鮮高校の不指定の理由として主張する教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」などは議論されていない。

(イ) 2010 年（平成 22 年）3 月 5 日の文部科学委員会

川端文部科学大臣は、まず、馳浩委員の質問に対し、「本制度は、高等学校の教育費について、我が国の社会全体を支えることを趣旨としておりますので、我が国に所在する高等学校等に在籍する生徒であって、我が国の社会を構成する者について、国籍を問わず支給対象とすることにしておりますので、第一条の「教育の機会均等に寄与する」とは、日本人及び外国人を対象としております。」（乙 4 の 1・9 頁）、（予算案は）「各種学校の中の外国人学校で高等課程に類するものを入れましたので、それに該当する朝鮮人学校は積算の中には入っております。」（同・10 頁）、「私も、この省令で定めるときの基準はたった一つでありまして、高等学校の課程に類する課程ということが基準でありまして、その判断としては、先生御指摘のように普遍的、客観的に評価されるというものであるべきだと思っております。」（同・10 頁）、「民族教育は、民族それぞれにとっての固有のものであり、それは意味のあることであり、それは、やることを差別することは毛頭考えておりません。」（同・10 頁）、（朝鮮総連との関係について）「先ほど来申し上げておりますように、各種学校の中の外国人学校、そ

してその中の高等課程の学年におられる人の学校が高等課程に類する課程であるかどうかを判断するということとでございますので、朝鮮学校の今言われたようなことは、もともと各種学校は都道府県の認可でやられている学校でありますので、調べる立場でもないと同時に、我々がその中身をどうこうする、今回の無償化のことに関して言えば、そういうことは考えておりません。」（同・10頁）、「法体系上、制度上、調べる権能もございませんと同時に、そういうことに関心がないのかというお問い合わせかもしれませんが、各種学校として認められた学校においてどういう教育がされるかは基本的には自由でございます。私たちは、この法案に関して申し上げれば、くどいようですが、高等課程に類する課程のものであるかどうかというのを普遍的、客観的に判断するという点のみで議論をしてまいりたいと思っております。」（同・11頁）と答弁している。

次に、川端文部科学大臣は、宮本岳志委員の質問に対し、「特定の国を排除するとかそういうことではなくて、高等学校に行っている子供たちを応援しよう、それがまさに人権条約の留保条件の撤回につながるわけですから、そういう中で高等学校の課程に類するというものを客観的な判断基準としてどうしたらいいかということを議論しているのであって、何か特定の学校を入れるか入れないかということを議論しているのではないことだけは、ぜひともに御理解をいただきたいと思っております。」と答弁している（同・17頁）。

次に、松本龍委員の質問に対し、「教育の機会均等は大変大事な理念であり、最大限そのことに努めなければならな

いというふうに思っております。受きたいのに受けられない、勉強したいのに勉強できないという環境は絶対に起こしてはいけないというふうに思っております。」と答弁している（同 21 頁）。

次に、川端文部科学大臣は、下村博文委員の質問に対し、「各種学校全体では今申し上げたような中身でございますので、先ほど申し上げました一つの基準、高等学校の課程に類する課程としてその位置づけが学校教育法その他により制度的に担保されているという概念から、基本的には入りません。そういう意味では、制度的に担保されていないから原則として支給対象とはしないという方向を今検討しておりますけれども、学校教育法上、専修学校になれないために例外的に各種学校の認可を受けているのが外国人学校でございます。そういう意味で、例外的に各種学校の認可を受けているもので一定の要件を満たすものについては、就学支援金の支給対象とすることとしたいと考えております。なお、その際の要件として、客観的に我が国の高等学校の課程に類する課程であることが認められるものということでそのような外国人学校を指定することと考えておりまして、今その中身は検討をしておるところでありますし、国会の議論を踏まえながら最終的に決めたいと思っております。」（同・38 頁）、「私たちとしては、いわゆる高等学校に学ぶ子供たちを支援するという本来の趣旨の原点に立てば、その学校がいわゆる法的な制度上に高校と同等とみなせるように、類するとみなせるように担保されているという意味で、専修学校の高等課程はそのまま当てはまるだ

ろうと。そのときに外国人学校は、どういう客観的物差しでどういう方法でそれを確認するのかというのが、みんなにわかりやすく、そしてはっきりとある種の制度的な客観的担保がないと、おっしゃるように国としての責務を果たすことができないということの中で、まさにこの国会の議論も踏まえて検討させていただきたいし、いろいろな意見をまたいろいろお聞かせもいただきたいと思います。」(同・39頁)と答弁している。

(ウ) 2010年(平成22年)3月9日の文部科学委員会

上記委員会では午前、午後に参考人が呼ばれて審議されているが、午前中の参考人の一人である全国専修学校各種学校総連合会事務局長菊田薫は、宮本岳志委員の質問に対し、「例えば、朝鮮高級学校につきましても、高体連の参加なんというのは認められているということを考えましたら、特に今回のこの趣旨とあわせて考えれば、当然対象になるんだろうというふうに個人的には思っております。」(甲32・16頁)と述べている。

また、午後の参考人の千葉大学名誉教授の三輪定宣は、「朝鮮人学校を本法から除外するという議論もありますが、意見、出生等あらゆる差別を禁止した人権A規約の二条や、子どもの権利条約二条、人種差別撤廃条約等の国際法規はもとよりですけれども、信条等の差別を禁じた憲法十四条、教育基本法四条にも違反すると考えます。」(同・22頁)、「先ほど来申し上げてきたことではありますが、もしこのことが現実になりましたら、国際的に相当大きな問題に発展するという危険を、私、直観ですけれども、感じておりま

す。といいますのは、世界の国際法規は、すべて、あらゆる種類の差別を厳しく禁ずるという流れがあって、しかも、それがどんどん強くなっているわけですね。そういう中で、国際人権規約も、教育の目的として、諸国民の間の友好と平和を促進するということを明確に示しているわけですね。そういう立場の教育が民族的な差別を是認するようなことでは、到底、その条約の精神とも合致しないわけですね。ですから、もちろん今議論の最中ではありますけれども、私は、やはりそこは本当に冷静になっていただきたい、本当に長い目でアジアの友好とか世界の友好について考えていただきたい、そんなふうに強くお願いをしたいと思います。」(同・33頁)と述べている。

(エ) 2010年(平成22年)3月10日の文部科学委員会
川端文部科学大臣は、まず、川口浩委員の質問に対し、「朝鮮人学校に関して、実情のいろいろな問題を詳しく御披露をいただきました。大前提として、今言われました学力のレベルや就職、進学の実態等々社会への適応性とかいうのは、例えば、高等学校という日本の法律で決められた高等学校に関しては、一定の水準の維持確保ということを含めて、国や地方公共団体それぞれの持ち場に応じての対応をするという、管理監督も含めて行っているところでありますが、外国人学校も含めたいわゆる各種学校においては、一定の要件というの、財政上の問題等や規模の問題を含めて要件を問われれば、あらゆる教育がある種自由に認められているという意味では、国がその中身に関して関与しているものではありません。したがって、今回、

「省令で定める」の対象としては、基本的には、各種学校というのは、高等学校の課程に類する課程とみなせるという制度的担保がありませんので基本的には対象外としたいと思っているのですが、各種学校の中の外国人学校だけは、制度上、専修学校の高等課程になれないということで適用を除外されているので、なれないということの中で置かれているから、実質上、高等学校の課程に類する課程とみなせるかどうかを判断基準をしっかりとつけて判断をすることを省令で決めたいというふうにしておりますので、今お問いの部分のいろいろな議論が、この委員会、あるいは御視察、あるいは参考人等々であったと思いますが、私の立場で言えば、客観的にこの学校が高等学校の課程に類する課程を有するというふうに判断するのに、どういう基準、方法でやるかということは今一生懸命検討しているということをお理解をいただきたいというふうに思っております。」と述べている（乙4の2・5頁）。

次に、川端文部科学大臣は、まず、馳浩委員の質問に対し、「文部科学省といたしましては、各種学校の対象範囲の議論については、先ほどありましたような民族教育の有無という観点とか、外交上の配慮という観点、国交があるかないかという観点で判断するものではないということ、あくまで高等学校の課程に類する課程ということでの位置づけを制度上どう担保するか。今のところありませんというのは、今はっきり決まっている制度として、専修学校高等科というふうに制度上明確に位置づけられているという制度としての部分はないので、ほかの方法を使って客観的

にどう判断できるかを検討しているということをございまして、今お問い合わせの部分でいえば、民族教育の有無とか、外交上の配慮という観点や、あるいは国交の有無という観点でこれを判断するというものではないということをございます。」と答弁している（同・23頁）。

次に、川端文部科学大臣は、まず、城内実委員の質問に対し、「制度上、客観的に評価できる仕組みということをして、ひとものにつくりたい、整理をしたいということですので、今おっしゃいました実態の話、あるいは国民の感情の問題、あるいは外交上の配慮等々を客観的判断に組み込むということは前提としていないことは、制度上の問題ということではぜひとも御理解をいただきたい。」と答弁している（同・43～44頁）

（オ）2010年（平成22年）3月12日の文部科学委員会

冒頭に松野頼久内閣官房副長官より、「就学支援金の支給対象について、いわゆる高校実質無償化法案は、日本国内に住む高等学校等の段階の生徒が安心して教育を受けることができるようにするものであります。このために、外国人学校の取り扱いに関しましても、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであり、政府としては以下のように考えるものでございます。本法案においては、外国人学校を含む専修学校等及び各種学校に係る就学支援金の支援の対象範囲については、高等学校の課程に類する課程として位置づけられるものを文部科学省令で定めることとしております。これまでの各大臣の発言につきましては、高等学校の

課程に類する課程としての位置づけを判断する基準や方法についてはさまざまな論点があることを述べたものでございます。文部科学省令については、国会における審議も踏まえつつ、文部科学大臣の責任において判断するものでございます。」（甲10、乙4の3・1頁）との政府としての統一的答弁としての説明があった。

これに対し、下村博文委員は、同年11日に、自民党が「朝鮮学校は無償化の対象とすべきではない事を強く表明する決議」（甲39）を紹介しながら、「権限、チェック、実際にどうできるのか、できないか。その前の前提条件として、北朝鮮との間には国交がないわけですね。だから今のようになっているわけです。つまり、朝鮮学校の現状を把握できない。さらに、北朝鮮との間には拉致問題や核問題など重要な課題が存在し、6カ国協議が行われているところでもあるわけです。確かに、子供に罪はない。しかし、先ほど決議でも申し上げましたように、朝鮮学校は朝鮮総連を通じて本国である北朝鮮の関与が著しく強く、経済制裁を行っている中で、無償化による税金の投入は結果的に資金援助にもつながりかねず、慎重であるべきであると我々は思います。まずは政府がやるべきことは、国交正常化の議論をもっと積極的に進めるべきである。その上で、朝鮮学校を無償化の対象とすべきである。政府の努力というのは、そういう外向的な、積極的な努力を一方で行っていく必要があります。しかし全く見えません。」などと述べている（甲10、乙4の3・8頁）。

次に、人権規約の留保撤回に関する決意を尋ねる宮本岳

志委員の質問に対し、福山哲郎外務副大臣は「一般的に申し上げれば、法案を通していただいて、そして予算が成立をした時点で外交上の要件は整ってくると私は判断をしておりますので、今後とも、そのことを前提としながら検討しているということを申し上げたいというふうに思います。」（甲10、乙4の3・14頁）。

ウ 以上のような衆議院での法案審議と平行して、川端文部科学大臣は、2010年（平成22年）3月5日の記者会見では「何回も申し上げていますように、高校の課程に類する課程とみなせる基準をどうするかということに尽きると思っております。」（甲34）と述べ、同月9日の記者会見では「基本は委員会でも答弁していますように、高等学校の課程に類する課程と客観的に判断できる基準と方法というのを、国会の議論も踏まえながらということで決めていきたいと思えます」（甲35）と述べている。

また、川端文部科学大臣は、同月12日の記者会見では、記者からの「文部科学省内で、こうした無償化によって学校に給付されるお金が授業料の無償化に使われるのかどうかを確認するというのが、大臣がこれまで言われていたような高校課程に類するかどうかの判断の一つの材料になるのでしょうか。」という質問に対し、「今の話と、高校課程に類する課程と判断するものは、直接的に関係するものではないと思うんです。それは、個人に支給するものを学校が代理受領することができるということですので、その部分で、それが不適切に、例えば授業料は全部もらって、なおかつそれをということは、基本的にはあり得ない想定なんですけれども、そうい

う適切な支給ということと、この学校に支給するかどうかと
いうこととは、別の問題だと、今聞いた範囲だと思います。」
と述べ、「委員会でかねがね申し上げているように、高校課程
に類する課程とみなされるかどうかというときに、民族教育
の有無や中身というのは、判断する対象というふうには想定
していません。」と述べている（甲36）。

エ 無償化法の参議院での審議状況

（ア）その後、2010年（平成22年）3月16日、無償化
法案は、参議院に送られ、同月19日、同月25日、同月
30日の3回にわたり質疑が行われた後、同月31日、参
議院本会議で賛成多数で可決された（甲32の1ないし5）。

上記参議院の審議の中では、以下述べるような審議が行
われている。

しかし、被告国が本件訴訟で九州朝鮮高校の不指定の理
由として主張する教育基本法16条1項の「不当な支配」
などは議論されていない。

（イ）2010年（平成22年）3月19日文教科学委員会

大島九州男委員の「特に今回のこの就学支援のお金を各
種学校とかいろんなところに配置、要は適用させるかさ
せないかというような問題について、この今回の問題は、昔、
ハマーショルドという国連の事務総長がこういうことを言
いましたと。人権を侵害することによって得られるものよ
りも失うものがはるかに大きいことをみんなが銘記するべ
きだということと言われましたけれど、まさに今度の場合、
朝鮮学校が除外されることによって得られるものよりも失
うものがはるかに大きいと、これは日本のトレランスとい

うか、日本という国のありよう、寛容度というのが一つ試されている問題だというふうに御指摘をされましたけれども、私自身も同じような思いをしております。いろんな意味で、今回の第三者的というか客観的に判断ができるような機関をつくって検討していただくということはもう当然私どもも納得するところでありまして、ただ、早期な結論が出るように要望もしておきたいと思っておりますし、そこに向けての取組の思いがありましたら大臣に一言お願いしたいと思っております。」という質問に対し、川端文部科学大臣は、「いわゆる専修学校の高等課程は中学校を卒業した者ということを含めてこれに該当するのではないかと今想定をしておりますが、各種学校はまさに任意、自由な学校でありますので、基本的には対象にならない。ただ、外国人学校だけは制度上専修学校になれない規定になっておりますので、この学校に関してだけは高校の課程に類するものとみなせるかどうかを客観的に判断できるようにして判定すべきだというふうに思っております、国会でもいろんな御議論がありますが、その部分で客観性を担保する仕組みを今議論をしているところでありまして、先ほどハマーショルド事務総長の言葉を引用されましたけれども、基本的にこの中身が客観的、制度的に高等学校の課程に類するかどうかということが物差しでありまして、朝鮮人学校だからとかというふうな物差しではありませんので、我々がこれからやろうとしていることが先ほど言われたその人権云々ということになるというものではないと私たちは思っております。そして、どういう判断にするのかということに、これ

も国会でもいろんな御議論がありまして、そういう中で、例えば、高等学校それから専修学校、各種学校、それぞれに目的、入学資格、修業年限、卒業・修了要件、教職員、設置者、設置認可という、例えばそういう項目だけでもいろいろ決めてあります。そうすると、高等学校を基準にしたときに専修学校の高等課程はこういう位置付けかと、そうしたら各種学校の中の外国人学校はこういう、ある種外形的なものを含めてどういう基準で判断すべきか、そしてそれをどう確認すべきかということが今まさに議論の過程にある。そのときに一つ、今申し上げたような、届出認可のときの条件というのが一つの判断の基準の目安かなと。もう一つは、実は、少し違うのでありますが、高校卒業者に与えられる資格として大学の入学受験資格というのがあります。このときに、今、もうこれはまさに文部科学省令でいろいろと決めてあります。これは卒業したレベルというのを担保するというものでありますから、在学している学校が高等課程に類するというものとは性格上若干異にしますけれども、こういう判断基準も参考にしながら、どうしてその客観的な基準あるいは評価方法ができるかを今まさに最終の検討中でありまして、この国会の議論も踏まえて省令で決めたいと思っておりますし、ただ、今、第三者機関というふうにおっしゃいましたけれども、そういうものを確定的にしている段階ではまだないことだけは申し上げておきたいと思っております。」と答弁している（乙4の4・4頁）。

（ウ） 2010年（平成22年）3月25日文教科学委員会

川端文部科学大臣は、水岡俊一委員の質問に対し、「専修学校及び各種学校については、法律案においては、高等学校の課程に類する課程として文部科学省令で定めるものを対象とすることになっております。文部科学省令においては、対象を定める際の客観性を確保するために、高等学校の課程に類する課程としてその位置付けが学校教育法その他により制度的に担保されているものを規定することとしたいということで検討を行ってまいりました。このような観点から見ると、専修学校高等課程は、学校教育法上、中学校における教育の基礎の上に教育を行うことが制度上担保されていることから、就学支援金の支給対象とすることとしたいと考えております。また、各種学校につきましては、高等学校の課程に類する課程であることが制度的に担保されていないので原則として支給対象としませんが、外国人学校は、学校教育法上専修学校になれないために例外的に各種学校の認可を受けているもので、一定の要件を満たすものについては就学支援金の支給対象とすることとしたい。その際の要件として、大学入学資格の例も参考にしながら、客観的に我が国の高等学校の課程に類する課程であることが認められるものとし、そのような外国人学校を指定することを考えております。外国人学校については、教育内容等について法令上特段の定めがなく、本国における正規の課程と同等の教育活動や独自の教育課程に基づく自由な教育活動を行っており、我が国の学校制度をそのまま当てはめて判断することは適当ではないと考えられます。このため、外国人学校について高等学校の課程に類する課

程であることを制度的に担保するための要件として、一つは、我が国の高等学校に対応する本国の学校と同等の課程であると公的に認められること、二番として、国際的に実績のある評価機関による客観的な認定を受けていることとし、これらの要件を満たすものを支給対象としたいと考えております。さらに、これらの二つの方法以外にも、客観的に我が国の高等学校の課程に類する課程であることが認められる基準や方法について、教育の専門家等による検討の場を設け、関係者の意見も聞きながら検討していきたいと考えています。検討の場については、具体的な検討はこれからでございますが、客観的に我が国の高等学校の課程に類する課程であることが認められる基準、方法が定めれば、それに基づいて法的に、あるいは国際的な評価団体により認められるものと同様、高等学校の課程に類する課程として支給対象となる学校として指定することを検討いたしております。もう少し分かりやすく言いますと、今外国人学校で大学入学資格を付与している条件があります。これは、その学校が本国においていわゆる大学入学資格がある学校であるかどうかを確認するという方法、それから国際的な評価機関でそれが大学入学資格が与えられていると認定を受けたもの、これだけでは対象にならないものが出てきますので、大学入学資格においては個人に着目をして、各大学が一定の資格認定をして受験を認めるかどうかをするという制度を決めております。今回は入学資格ではありませんので、個人ではできません、学校ですので、いわゆる教育専門家による検討の場で基準と評価方法と判定の仕

組みを御議論いただいて、それに基づいて決めるという第三の道をつくろうと考えております。」と答弁している（乙4の5・3頁）。

(エ) 2010年（平成22年）3月30日文教科学委員会

鳩山総理大臣は、義家弘介委員の「日本人の留学生には支援せず外国人学校を支援するという線引きをしている理由」を問う質問に対し、「世界でどのような状況になっているかということよりも、むしろ私たち日本というこの国に住み、そして暮らしている日本人、さらには外国の皆様方にもここで学びたいというお気持ちを持っておられればその方々にも配慮をするのがある意味で日本という国の生きざまとして私は正しいのではないか、そのように考えておりまして、その思いの下で、日本にいろいろな理由で来られておられる外国からの子供たちに対しても同じように高校の実質無償化の道を与えてさしあげたいと、私たちはそのように思っております。ただ、だからといってすべてということではありませんで、当然、各種学校というところで学んでおられるお子さん方ということになりますし、その方々でも国際的な機関で認められると、あるいは公的に認められるというような学校で学んでおられる方々を中心として、なお、さらにその中にも含まれないような方々にも新たな形の機関を、機関というか仕組みをつくって判断をすることを私どもとしては考えているところでございまして、その基本として流れている思想は、日本列島で学んでおられる方々には、その方の国籍は問わず、むしろ広く学びたいという意欲を持たれた方々には無償化の道を提供

してさしあげることが筋ではないかと思っているからでございます。、「私どもは、外交上の問題いかにかかわらず、やはりこの国で学ぼうとしている子供たちに対して、当然日本人が中心ではありますが、外国から様々な理由で来られて日本で学ぼうとしている子供たちにも道を開くという発想を持つこと、それは決して私は悪いことではなくてすばらしい発想だなど、そのように思っております。ただ一方で、義家委員からお話がありましたように、日本人で海外でお父さん、お母さんの例えば仕事の関係、あるいは自分の意志で高校で海外で学んでいる子供たちに対して支援の届かないということに対して、すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないという教育基本法の理念から見ればすべて国民であるはずなのに除外されているではないかというお気持ちは、私も分からないわけではありません。この件に関しては、我が国の法律の効力が及ばない学校教育法上の設置認可に基づかない海外での教育施設における学習活動についてもすべからず支援するものではなく、あくまで我が国の法律に基づいて設置された教育施設における学びを支援するものだということが一般的な答弁ということになっているところでございますが、やはりこの件に関しては、三年後の見直し規定というものも、今日、今、修正の中で議論されております。こういったことも、施行状況を見ながら、すなわち、海外で勉強している子供たちを捕捉するということは事実上、決して、すべてを捕捉するということは極めて難しいことだという判断の中でこのような発想

が出ていることだと思っておりますが、更にこういった問題はしっかりと検証していくと運用の改善というものが有り得るのかどうかということも議論する必要があると、私はそのように認識をしているところでございます。」と答弁している（乙4の6・5頁）

また、川端文部科学大臣も、義家委員の「朝鮮学校、朝鮮高校については、国交もないということで、対象にならないというふうに理解してよろしいでしょうか」との質問に対し、「今回の法律の対象は、高等学校及び高等学校の課程に類する課程を置くということで専修学校の高等課程、そして専修学校に法律上なれない、各種学校の中で専修学校に制度上なれないという意味での外国人学校を、適否は別にして、支給の対象の枠に入れるという仕組みになっております。そういう意味におきましては、各種学校として都道府県に届出、認可を受けているという部分で、我が国の法律の及ぶ範囲の教育施設であることは間違いないというふうに思っております。」と答弁している（乙4の6・5頁）。

次に、川端文部科学大臣は、義家委員の「教育内容を確認する手段はある」のかとの質問に対し、「一つは、本国における確認の下にいわゆる高等学校の課程に類すると認められるもの、これは当然ながら外交ルートを通じての確認ということになります。そして、もう一つは、国際的な認証機関で相当と認められるもの、これは基本的にインターナショナルスクール等々が範囲に入るというふうに思っています。そして、それだけでありますと、現在の、これも

答弁で申し上げましたけれども、大学の入学資格というものを文部省の省令で定めておりますときにも、今申し上げた二つに加えて、大学の入学資格においては、各大学を指定をいたしまして、各大学においてその個人に対して大学入学資格があると認めるかどうかという審査をして、それに合格した者を受け入れるということで、その他の外国人学校からの受験生を審査する方法を設けております。これは、大学入学資格という、いわゆる高校卒業レベルを判断するのを大学にゆだねるという仕組みでもう一つの、一、二以外の道を設けているわけですが、今回、現実それで大学を受験し合格をしている一、二に該当しない外国人学校の卒業生がいることから、外国人学校、これは今回は高校の課程に類するという意味では卒業レベルを問うてはいませんので、在学レベルでありますので、何らかの評価基準を、文部科学省が決めるという前に、客観的に、制度的、専門的に議論をいただいて、中身をどう判断するのか、申し上げましたように、国交がない、国際の認証機関の認証を受けていないという人たちを何かの基準と方法で判断できるかどうかを検討の場を通じて御議論いただいて、それを踏まえて私たちとしては判断をしたいということを申し上げているところでございます。」と答弁した（乙4の6・6頁）。

また、鳩山総理大臣も、義家委員の「現時点で総理は国交のない朝鮮学校の無償化支援についてどのように考えて」いるのかとの質問に対し、「高校の、まさに日本における高校の課程に類する課程であると、そのことがどのよう

にして担保できるかということ考えた中での発言でございます。そして、最終的に、これは当然、文部科学大臣が今お話をされたところが結論ではありますが、検討の場を設けるということになったと。その検討の場でしっかりと検討するということでありまして、決して丸投げをすることではなくて、むしろこのようなことをすべて文科省の中で決定をするというよりも、むしろ第三者的な判断というものをしっかりと求めて、そこでより正しい判断というものがなされる必要があるかということと検討の場がつくられたとっております。」と答弁している（乙４の６・６頁）。

オ 以上のような参議院での法案審議と平行して、川端文部科学大臣は、同月１６日の記者会見では「何度も申し上げているように、外交上の配慮とか、実態がとかということではなくて、制度上、客観的に高等学校の課程に類する課程を有するかどうかということ、何を基準にするのか、どう判断するのかということだけを一生懸命模索して」いると述べている（甲３７）。

また、同月２６日の記者会見では「外交上の配慮とか、あるいは教育の内容、民族教育がうんぬんとかということ、判断することはないということですから。だから、これが高等学校の課程に類するかどうかということは、きちんと専門家の人たち、専門家というのは正に教育の、どういう教育をするかという教育ではなくて、教育の制度みたいなものの専門家の方に御議論をいただきたいな」と述べている（甲３８）。

2 無償化法施行から審査停止（2010年（平成22年）11月24日）直前までの経緯

(1) 検討会議の報告においても朝鮮高校の指定が前提とされていたこと

ア 無償化法及び無償化規則は、2010年（平成22年）4月1日に施行されたが、政府は、同年5月26日、高等学校等就学支援金の円滑な支給に関する専門的な議論を行うため、「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置し、同日に第1回検討会議が行われた(乙5の1)。

その後、同年6月30日(第2回)、同年7月16日(第3回)、同月26日(第4回)、同年8月19日(第5回)に各検討会議が行われた(乙5の1)。

しかし、いずれの検討会議においても、被告国が本件訴訟で九州朝鮮高校の不指定の理由として主張する教育基本法16条1項の「不当な支配」などは議論されていない。

イ 第1回検討会議(2010年(平成22年)5月26日)

第1回検討会議では、冒頭、鈴木文部科学副大臣より、検討会議の検討対象が「高等学校の課程に類する課程」として満たすべき「基準」、「手続」及びこれを審査する体制、方法等であること、外国人学校の指定について、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであることが法案審議の過程で政府統一見解として示されていることの説明があった。(以下、この見解を「政府統一見解」という。)

また、その後の自由討論において、委員からは「既に専修

学校高等課程が「高等学校の課程に類する課程」として文部科学省令に規定されており、専修学校高等課程に適用される基準を出発点として基準をつくるべき」との意見、「情報公開・学校運営に関して、財務諸表を毎年徴収するなど各種学校に課せられた義務に加え、上乘せして求めることが必要な事項もあるのではないか。」との意見、「対象となる各学校の状況がわかる資料の収集や、現地調査やヒアリングなども行って、しっかりと現状を把握することが必要。」との意見などが出されている。

ウ 第2回検討会議（2010年（平成22年）6月30日）

第2回検討会議では、事務局から、専修学校設置基準を出発点とするという第1回検討会議を踏まえ、資料1として専修学校設置基準を基礎とした場合の各論点ごとの検討項目を整理したこと、資料2として各論点ごとに専修学専修学校設置基準等の関連規定を整理したことが説明された。

次に、事務局が訪問・撮影した東京朝鮮高級学校の授業風景、施設・設備についての映像を視聴するとともに、東京朝鮮高級学校から借り受けた原語の教科書を閲覧した。

そして、その後の基準及び審査体制・手続等に関する論点ごとの討論では、まず、基準について、委員から、「専修学校の基準で足りない部分について、高校に求められる教育活動の水準で補うことがよい。」との意見、「体育や芸術などを含む普通教育の実施を求めることが、いわゆる日本語学校との違いを明確にすることになるのではないか。このあたりは、シラバスなどを見ればわかる。」との意見、「高校に求められる教育活動の水準は、スポーツについては、朝鮮学校と高校

が一緒になって競技をしており、部活動の状況も参考になる。」との意見、「高等専修学校や他の外国人学校の指定の方法を考えると、基準で各教科の個別具体の指導内容を勘案する必要はないのではないか。」との意見などが出された。

次に、審査体制・手続については、委員から「審査体制は、最終的に文部科学大臣の責任で指定するということではないのか。」との質問に対し、事務局から「最終的には文部科学大臣の責任で判断するのは当然であるが、客観的に判断していくというのが前提となっており、判断の客観性をどのように担保するのが論点。」と回答があった上で、委員から「判断の客観性を担保する仕組みを組み込んでおくというのであれば、大学の設置認可などからすれば、第三者の意見を聴くというのが普通のやり方だろう。」との意見、「各学校の教員の採用・研修の状況や朝鮮大学校の教育課程について、学校の協力を得て、事務局において情報収集を行ってほしい。」との意見が出されている。

エ 第3回検討会議（2010年（平成22年）7月16日）

第3回検討会議では、事務局から、第1回及び第2回検討会議の議論を踏まえ、専修学校設置基準に加えて教育課程及び教育水準、教員の質に関して高等学校の水準を加味した「主な論点（たたき台）の項目ごとの関係規定、基準のイメージ、考え方について」（乙5の2）が示された。

事務局からは、この他に、第1回検討会議において各学校に情報公開を求めるべきとの意見があったことに関連し、高等学校及び高等専修学校の情報提供に関する状況を整理したこと、教員の養成・採用・研修の各段階や、朝鮮大学校の教

育課程についても調べるべきとの意見を踏まえ、朝鮮大学校・朝鮮高級学校における教員の質の確保の状況について事務局で調査・整理したことが説明された。

なお、検討会議では、九州朝鮮高校については、同年7月12日に訪問調査している。

そして、その後の基準及び審査体制・手続等に関する個別項目案についての討論では、委員から、「今回の案でおおむね整理されているものと思われる。」との意見、「日本の高校では、学生の出入りが頻繁なところでも、学籍の管理がしっかりとなされている。生徒の在籍状況の管理などがしっかりなされているかは、しっかり審査すべき。就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が必要。」との意見、「文部科学省としては、就学支援金の支給を適正に行うために必要な限りにおいて学校運営の適切さを確認する必要があるが、学校運営を全体として見る立場にあるのは所轄庁である都道府県知事である。」との意見、「朝鮮学校の教員は朝鮮大学校卒が多いと思われるが、朝鮮大学校の学部の専門科目を見ると、教育学や教育心理学など教師になるために通常求められる科目が用意されている。これらの科目を履修して朝鮮学校の教員になっているなら、一定の質の担保がなされているとも考えられる。」との意見、「朝鮮大学校で教えている科目は、日本のものと外形上大きな差異がないことは分かった。」との意見、「東京以外の朝鮮学校についても、撮影したものがあれば学校の様子を見たい。」との意見などが出されている。

オ 第4回検討会議（2010年（平成22年）7月26日）

第4回検討会議では、前回までの議論を踏まえて、事務局から、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（骨子）（案）」（以下、「骨子案」という。）（乙5の3）が示された。

また、東京以外の朝鮮高級学校の様子を撮影した映像の視聴を行った。

そして、その後の骨子案についての討論では、委員から、「教育の水準としては高校レベルを求めるとのことと、個別具体の指導内容については踏み込まないことをしっかりと整理する必要がある。」との意見、「教育活動を見ないというわけではない。全体として見た上で個別の指導内容までは踏み込まないということ、どういうことを教育されているかという項目・主題は見るのだが、具体的な内容については各校にまかされている、それは他の学校種についても同じだ。」との意見、「日本において教育を行っている朝鮮学校についても、ほかの高等専修学校や外国人学校と同じような立場で検討したということを記述する必要がある。」との意見などが出されている。

カ 第5回検討会議（2010年（平成22年）8月19日）

第5回検討会議では、第4回検討会議に引き続き、東京以外の朝鮮高級学校の様子を撮影した映像の視聴を行った。

その後、骨子案が、同「（報告）（案）」（以下、「報告案」という。）としてまとめられてものについて、説明がなされたが、委員からは、「教育課程の編成・主題は見るのだが、個々の内容にまでは踏み込まないということがはっきり書ければい

い。」との意見、「我々が見ようとしたのは、学校としての全体の姿であり、客観的、制度的に見ようという意図が明確になるようにすべき。」との意見などが出された。

そして、第5回検討会議後、同年8月30日、報告案が正式な報告書として出された（甲11）。

(2) 政府統一見解においても朝鮮高校の指定が前提とされていたこと

2010年（平成22年）8月31日、検討会議からの報告を受けて、文科省は、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」を発表した（甲40の1ないし3、甲11）。

そこでは、朝鮮高校への無償化適用の判断までは示されなかったものの、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」（甲11・15頁）において、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかとされた政府の統一見解である」ことが明記された。

(3) 与党である民主党内でも朝鮮高校の指定が前提とされていたこと

2010年（平成22年）10月22日、民主政策調査会、民主党文部科学・内閣合同部門会議における討議を経て、前記8月30日付報告を「概ね了とする」との見解が出された（甲41、甲42の1、2）。

(4) 文部科学大臣の談話においても朝鮮高校の指定が前提とされ

ていたこと

高木文部科学大臣は、同年11月5日「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」（規則ハ号規程）を公表した（甲4）。

そして、高木文部科学大臣は、同年11月22日、談話において、高等学校等就学支援金制度の趣旨について、「高等学校等就学支援金制度は、全ての意志ある後期中等教育段階にある生徒の学びを保障し、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高等学校の授業料無償制とともに実施することとしたものです。このため、私立高等学校等に学ぶ生徒のみならず、専修学校及び各種学校のうち「高等学校の過程に類する課程」に学ぶ生徒も広くその対象としています。」、「国籍を問わず、我が国において後期中等教育段階の学びに励んでいる生徒に等しく支援することは、教育についてすべての者の権利を謳っている国際人権規約A規約の精神に沿うものと考えいまず」と述べた上で、規則ハ号規程について、「専修学校高等課程の設置基準をベースに、就学年限を3年以上とし、各学校の年間指導計画などにより「高等学校の課程に類する課程」であるかどうかを制度的、客観的に判断することとしました」（甲16、乙3）。

そして、今後朝鮮高校の申請が見込まれることを前提に、朝鮮学校に国際社会における一般的認識及び政府見解とは異なる教育が一部行われているという指摘があること、一方で、私学の自主性を重んじる私立学校法第64条等の趣旨を重視すべきとの指摘等があることを上げた上で、「指定に際して留意すべき事項があ

る場合には、その内容を各学校に通知することができる旨規定いたしました。主たる教材の記述など各教科の具体的な教育内容について懸念される実態がある場合には、本支援金制度の趣旨を踏まえ、我が国社会や国際社会の担い手として活躍できる人材の育成を目指すことを留意すべき事項として付記し（中略）、懸念される事態についての自主的改善を強く促すとともに、対応状況についての報告を求めていきたいと考えております。」と述べており、まずは指定をしたうえで、懸念がある点については事後的な対応をしていく方針を示していた。

他方、被告国が本件訴訟で九州朝鮮高校の不指定の理由として主張する、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当されることへの懸念については、「なお書」の中で、「検討会議報告において指定後の定期的な提出資料として求められていたものに加え、就学支援金が授業料債権の弁済に確実に充当さえることを明らかにする資料の提出を求めることとしました、また、3年ごととされていた資料の提出を毎年求めることとし、各学校が基準を満たしているかどうかを毎年確認することとしました」と、指定後の処置として位置付けられているに過ぎなかった（以下、「文部科学大臣談話」という。）。

3 審査停止から審査再開（2011年（平成23年）8月）までの経緯

（1）韓国延坪島での南北朝鮮の軍事衝突事件直後の審査停止

2010年（平成22年）11月23日、韓国延坪島での南北朝鮮の軍事衝突事件が勃発した。

これを受けて、菅総理大臣は、同月24日午前、自らを本部長とし、全閣僚をメンバーとする「北朝鮮による砲撃事件対策

本部」の第1回会合を開き、「今回の問題は、韓国だけではなく東アジア地域に対して極めて憂慮すべき状況であり、韓国はもとよりアメリカとも緊密な連携をとって対応していかなければならない。」と発言した（甲43）。

2010年（平成22年）11月24日、高木文部科学大臣は、記者会見で、高校無償化の対象に朝鮮学校を含める方針を見直す可能性に言及し、「今回の事態は極めて遺憾なことで、世界の平和を脅かす行為であると、このように思います。このことについて、わたしどもはこれまで粛々とこの問題に取り合ってきました。まだ申請も出ておりませんし、審査も行っておりませんが、与える影響は大きいと思っております。」、また、記者からの「最終決定にはかなり影響しそうですか。その授業料の無償化に関して。」という質問に対しては「そういう重大な決断をしなきゃならんかも分かりません。」と発言した（甲43）。

また、高木文部科学大臣は、同日の衆議院文部科学委員会では「各種学校である外国人学校の取り扱いについては、外交上の配慮などにより判断すべきものではなくて、教育上の観点から客観的に判断するものである、こういう政府の統一見解についても紹介をしてきたところでございます。しかし、今回の事態は、まさに正常な教育を揺るがす、ある意味では平和を揺るがす、その根底にかかわる問題でございまして、まだこれは、まだこれは申請は今日時点で出されておりませんし、指定はまだでございまして。しかし、私としては重大な決意で臨まなきゃならない、このように考えております。」（甲45・2頁）、
「私としては、昨日の新たな事態、これは極めて平和を脅かす

行為として許されないことでございまして、これはこれとして、私たちはしっかり受けとめておきたいと思っております。したがって、今後の推移を見守るにしても、重大な決意をせざるを得ないときが来るかもわからない。」（甲 2 1・1 0～1 1 頁、甲 4 5・1 0 頁）と発言した。

そして、菅総理大臣が、同日午後 5 時ころ、文科相に対し、無償化対象校指定のための手続停止を指示した（甲 4 6）。

なお、福岡朝鮮学園は、2 0 1 0 年（平成 2 2 年）1 1 月 2 9 日、本件不指定処分に係る申請を行った（甲 1 2）が、この申請に関する審査も、全国の朝鮮学園と同様に停止された。

（2）政府が答弁する審査停止の理由が規則ハ号規程及びこれに関する政府統一見解、文部科学大臣談話とは無縁の外交上の理由であったこと

ア しかしながら、朝鮮学校の審査停止は、以下の述べる政府等弁からして、規則ハ号規程及びこれに関する政府統一見解、文部科学大臣談話とは無縁の外交上の理由であったことは明らかである。

しかも、この審査停止は、無償化法（甲 1）、無償化規則（甲 2）及び規則ハ号規程（甲 4）に一切規定の存在しない、超法規的な措置である（甲 5 0 の 1、2）。

菅総理大臣がこのような超法規的な措置を行った理由は、政権の支持率の低下を挽回し、対外的な強硬姿勢をアピールするために行った「制裁行為」としか考えられないものであり、そして、正に外交上の理由に基づくものといえる。

イ 質問主意書に対する政府答弁

2 0 1 0 年（平成 2 2 年）1 2 月 7 日、菅総理大臣は、山

谷えり子参議院議員からの「朝鮮学校への高校授業料無償化適用に関する質問主意書」に対して、「今回の北朝鮮による砲撃は、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、現時点で、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定の手続を一旦停止することとしたものであり、「対応や判断の遅れがあった」との御指摘は当たらないものと考える。また、当該手続を再開する時期については、今後の事態の推移を見極めながら判断することとなるものであり、現段階でお答えすることは困難である。」と答弁している（甲47の1、2）

次に、同月14日、菅総理大臣は、義家弘介参議院議員からの「朝鮮学校の無償化手続きの停止に関する質問主意書」に対して「今回の北朝鮮による砲撃は、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、現時点で、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号ハの規程に基づく指定の手続きを一旦停止することとしたものである。また、当該手続を再開する時期については、今後の事態の推移を見極めながら判断することとなるものであり、現段階でお答えすることは困難であ

る。」と答弁している（甲４８の１、２）。

次に、２０１１年（平成２３年）２月４日、菅総理大臣は、山谷えり子参議院議員の「朝鮮学校無償化審査の手続き停止に関する質問主意書」に対して、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成２２年文部科学省令第１３号）第１条第１項第２号ハの規定に基づく指定の手続に関しては、先般の北朝鮮による砲撃が、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、現時点で一旦停止しているところである。また、当該手続を再開する時期については、今後の事態の推移を見極めながら判断することとなるものであり、現段階でお答えすることは困難である。」と答弁している（甲４９の１、２）

次に、同日、菅総理大臣は、義家弘介参議院議員の「朝鮮学校無償化手続き停止の法的根拠などに関する質問主意書」及び「朝鮮学校無償化手続き停止の理由に関する質問主意書」に対して、無償化法施行規則等の規定に基づいて停止したものではないと答弁し、同議員の停止の理由に関する質問に対しては、「朝鮮学校が関わる「不測の事態」を具体的に想定しているものではない」と答弁した（甲５０の１、２、甲５１の１、２）。

ウ 高木文部科学大臣の記者会見での発言

２０１０年（平成２２年）同１２月２８日、高木文部科学大臣は、定例記者会見において、記者からの「ただ、大臣、

これ、きっかけがですね、北朝鮮による韓国の砲撃になっているわけですから、この点について北朝鮮が対韓国、外交的に何か前進と見られるような行動を起こさないと、こちらとしても審議をストップしているものを再開する訳にはいかないんじゃないでしょうか。」との質問に対し、「まあ、日々ですね、外交情勢、いろいろ報道もされております。一時、北朝鮮がIAEAの査察をお願いするという、そういう事もありましたが、その時はある意味では、また事態が好転するのかなと思っておりましたが、また最近では必ずしも、その事はなかなかフォローされませんですね、これまた極めて不透明。したがって、今のところですね、事態を見極めるということだろうと、このように思います。」と発言した（甲52の4）。

2011年（平成23年）1月5日、高木文部科学大臣は、文科省内定例記者会見において、「あの時の北朝鮮の砲撃が、いわゆる我が国の平和と安全のみならず、アジア、あるいは国際社会における大きな緊張の要因になる。したがって、これについては重大な関心を持っておるし、そういう事に対して、自制を促す意味において、総理の判断だったと、私はそのように思っております。」と述べ、朝鮮半島の緊張の緩和が手続き再開の条件になるかという趣旨の質問に対しては、「それは、そういう状況になることを総理も望んでおると、私は思っております。」と述べた（甲52の5）。

エ 学校法人東京朝鮮学園からの異議申立てと政府の回答

2011年（平成23年）1月17日、学校法人東京朝鮮学園は、高木文部科学大臣に対し、東京朝鮮高級学校を高校

無償化の対象として指定することを求める異議申立てを行ったが、これに対しては、同年2月4日、高木文部科学大臣は「北朝鮮による砲撃が、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、当該指定手続を一旦停止している」と回答した（甲53）

（3）「不当な支配」を持ち出した自民党からの追及とこれに対する民主党政権の答弁

ア 他方、自民党は、以下のとおり、韓国延坪島での南北朝鮮の軍事衝突事件以降は、教育基本法16条1項の「不当な支配」などを持ち出して、民主党政権の審査停止に対する対応を追及している。

これに対し、民主党政権は、審査停止を行いつつも、従前の規則ハ号規程及びこれに関する政府統一見解、文部科学大臣談話に基づく方針に変更はないなどと強弁している。

イ まず、前記2010年（平成22年）11月24日の文部科学委員会において、馳浩委員からの「そもそも、各種学校にも、そして今回の法令に基づく支援金が拠出される朝鮮学校にも教育基本法の効力が及ぶと思いますが、いかがでしょうか。特に、前文における真理と正義を追求するという部分、第二条、正義の部分、第十四条、これは教育と政治の関係、中立の問題、第十六条、不当な支配の問題。こういった教育基本法の条文、いわゆる精神、考え方というのは、各種学校にも、そして今回、申請が出てきたらば初めて対象となりますけれども、朝鮮学校にも教育基本法の効力は及ぶというふ

うな認識でよろしいですか。」との質問に対し、笠浩史文部科学大臣政務官は、「教育基本法については、各条項ごとに適用される対象が異なっているため、一概にお答えはできませんけれども、今御指摘があった、二条、教育の目標、また十六条の不当な支配は、私立各種学校である朝鮮学校に適用される。しかしながら、第十四条の政治教育、これにつきましては、委員御存じのとおり、その対象が「法律に定める学校」ということで、いわゆる一条校ということになりますので、この適用はされないというふうに考えております。」（甲21・10～11頁、甲45・10頁）と答弁した。

ウ その後、2010年（平成22年）12月7日、高木文部科学大臣は、朝鮮総連の影響を受けているという政府見解についての記者からの質問に対し、「御指摘の点は、公安調査庁の見解だと思っております、この点について我々は、教育内容について懸念する事態があれば、指定に対しては留意すべき事項ということで付しまして、実質的改善を促していくと、繰り返し繰り返し促していくと、まあこういうことをございます。したがって、この件についてはですね、今総理の指示によりまして、審査手続きいったん停止をしているところはもう御承知のとおりでございますが、私たちとしては就学支援金は生徒に支給されるものであって、仮に例えば目的外等に使用されておることが明らかになった場合には、指定の取り消しも含めて厳しく対応していくと、こういう方針は今なお変わっておりません。」と述べ、また、教育基本法の不当な支配についての記者からの質問に対しても、「だから我が国の政府見解、あるいは国際的な一般的な認識と違う

ものがあるのはもう事実でございます。しかし私たちとしては、教育的見地から、いわゆる各種学校の教育内容を問わないという方針を持っておりますので、これはこれとして、私たちとしては促していくということに尽きるのではないかと考えております。そのように改善をしていただければ、非常に私たちとしても、そういう固定化的な感じじゃなくて、これも一つの我々の大事なことじゃないかと考えております。」、「私も国会でも述べておりますが、朝鮮学校においてはですね、学校教育法等の法令に従って学校が運用をされているのであればですね、不当な支配に服するものではないと、このように考えております。既に、何十年も朝鮮学校においては都道府県の方で支援をしておるということから見てもですね、私はそのように思っております。」と答弁している（甲52の2）。

エ 義家弘介参議院議員からの「朝鮮学校に関する再質問主意書」における、教育基本法第16条第1項の不当な支配に関する質問に対して、菅総理大臣は、2010年（平成22年）12月3日、「教育基本法（平成18年法律第120号）第16条第1項に規定する「不当な支配」とは、国民全体の意思を離れて一部の勢力が教育に不当に介入する場合を指すものであり、具体的には、個別の事実関係に即して判断されることとなる。お尋ねについては、一般論としては、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに「不当な支配」があるとはいえないが、いずれにせよ、これまでのところ、いわゆる朝鮮高級学校の所轄庁である都道府県知事からは、それらの教育施設においてお尋ねの点を含む

法令違反による行政処分等を行った実績はないとの報告を受けている。」「教育基本法は、我が国の教育の理念と基本原則を定めたものであり、基本的には、人を人として育てるという意味での、あらゆる教育作用が対象となるが、各条項の具体的な適用関係は、我が国の国民の育成に特化したものであるか否かなど、それぞれの規定の趣旨や内容に応じて異なるものである。」と答弁している（甲54の1、2）。

また、義家弘介参議院議員からの「朝鮮学校無償化手続き再開の条件に関する質問主意書」に対して、菅総理大臣は、2011年（平成24年）2月4日、「先般の北朝鮮による砲撃が、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定の**手続（以下「指定手続」という。）を一旦停止することとしたものであり、御指摘の「基本的な考え方」及び平成22年11月5日に文部科学大臣が決定した当該指定の基準等に関する規程を変更したものでないため、「矛盾する」との御指摘は当たらない。」と答弁している（甲55の1、2）。**

（4）政府が答弁する審査再開理由もまた規則ハ号規程及びこれに関する政府統一見解、文部科学大臣談話とは無縁の外交上の理由であったこと

結局、内閣総辞職を翌日に控えた2011年（平成23年）8月29日、菅総理大臣は、文部科学省に対し、朝鮮学校を指

定するかどうかの審査手続の「再開」を指示した（甲51の21）が、それまでの間、9か月以上もの間、審査手続は停止された。

その審査再開の理由については、菅総理大臣は「指定手続の一旦停止後、約九か月が経過し、その間に、北朝鮮が当該砲撃に匹敵するような軍事力を用いた行動をとっていないことから、本年7月に南北間及び米朝間の対話が行われるなど北朝鮮と各国との対話の動きが生じていることも踏まえれば、事態は、当該砲撃以前の状況に戻ったと総合的に判断できるに至った」（乙38）と答弁しているが、この審査再開の理由からしても、元々の審査停止自体が政治・外交上の理由によってなされたことは明らかである。

そして、このような審査停止・再開をめぐる経緯は、その後のハ号削除及び不指定もまた政治・外交上の理由によってなされたことを物語っているといえる。

実際、その後ハ号削除及び不指定を行った自民党は、同月31日、「朝鮮学校無償化手続き再開に強く抗議し即時撤回を求める決議」（甲56）を発表しているが、そこでは「朝鮮学校を無償化の対象とすることは、北朝鮮に対して、拉致問題について、わが国が軟化したとの誤ったメッセージを与える危険性があることなどから、強く反対してきた」などと述べられており、政治・外交的な理由により、朝鮮高校への無償化法の適用に反対していることを露骨に表している。

4 審査再開後から不指定処分（2013年（平成25年）2月20日）に至るまでの経緯

(1) ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア

国際学園に対する審査

ア 審査状況

2011年（平成23年）7月1日、規則ハ号規程15条に基づき、第1回目の「高等学校等就学支援金の支給に関する審査会（以下、「審査会」という。）」が開催され、また、同月20日に第2回目の審査会が開催された。

しかし、この第1回及び第2回の審査会では、2010年（平成22年）11月30日に申請していた学校法人ホライゾン学園（ホライゾンジャパンインターナショナルスクール）（以下、「ホライゾン」という。）及び2011年（平成23年）5月31日に申請を行っていたコリア国際学園についての審査のみが行われた。

そして、前者については第2回目の審査会において、後者については同年11月2日に行われた第3回目の審査会において、審査基準を満たしているとの審査結果となった（甲20の1の1～5、甲20の2の1～5、甲20の3の1～6）。

これら2校に対する審査は、いずれも学校から提出された資料に基づく書面審査であり、後述する朝鮮学校に行われた文書照会は一切なされていない（甲20の2の3及び、甲20の3の2ともに「審査は、当該教育施設から提出された資料に基づき、書面により行った」とされている）。

イ 適正な学校運営（規則ハ号規程13条）について

審査会は、ホライゾン及びコリア国際学園の「運営」に関する審査基準の充足性について、「情報の提供（規則ハ号規程12条）、適正な学校運営（規則ハ号規程13条）については、私立学校法に基づく、理事会の開催、財務諸表の作成等が行

われており、当該教育施設を所管する都道府県に確認したところ、直近5年間において法令違反を理由とする指導・勧告等を受けたことがないことから、法令に基づく適正な運営が行われているものと判断する。」（甲20の2の3、甲20の3の2）としているように、被告国が、朝鮮学校に対する不指定において問題としている「不当な支配」が及んでいるか否かという審査を行うことなく、規則ハ号規程13条に適合するとの結論となっている。

ウ 留意事項

第2回の審査においてホライゾンが審査基準を満たしていると判断された際には、「就学支援金が確実に授業料に充てられるようにするとともに、その原資が税金であることを踏まえ、経理の透明化を図ること」という留意事項が付される（甲14、甲20の2の4）。

第3回の審査会においてコリア国際学園が審査基準を満たしていると判断された際にも、同様の留意事項が付されている（甲15、甲20の3の3）。

(2) 九州朝鮮高校を含む朝鮮高校に対する審査

ア 第4回審査会（2011年（平成23年）11月2日）

（ア）これに対し、九州朝鮮高校を含む朝鮮学校に対する審査は、2011年（平成23年）11月2日の第4回審査会（第3回審査会と同じ日）から行われた（乙6の1、甲20の4の1～9）。

（イ）第4回審査会においては、資料1ないし資料7までの7つの資料が配付され、資料に基づき、事務局より説明がなされた（甲20の4の1、甲20の4の9）。

このうち、資料1「今後の朝鮮学校の審査日程(案)」では、第4回審査会で申請書類による基準適合性を確認し、終了後に各学校に「書面確認事項」(11月中)を送付し、11月7日～22日にかけて実地調査を行い、12月5日又は16日に審査会を開催し指定の可否について意見を聴取したり、留意事項案を検討したりした後、12月末～1月初旬に文部科学大臣指定(留意事項の通知)というタイムスケジュールが示されている(甲20の4の2)。

次に、資料2「朝鮮高級学校の審査(ポイント)」(甲20の4の3)では、「1. 主たる教材」、「2. 学校経理、就学支援金の適正な使用について」、「3. 朝鮮総連との関係について」、「4. 法令に基づく適正な運営について」、「5. 申請に虚偽があった場合の対応」について記述されているが、上記「3. 朝鮮総連との関係について」の中で、「一般論としては、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに「不当な支配」(教育基本法第16条)があるとはいえないが、「不当な支配」に当たるかどうか引き続き検討する必要があるため、過去の報道等に基づき、以下の点を学校に確認。」とされているに過ぎない。

他方、規則ハ号規程13条に関する「4. 法令に基づく適正な運営について」では、「各学校の法令違反の有無は、基本的に設置認可を行う所轄庁が判断すべきであり、これまで教育基本法違反の有無等が問われた際にも、所轄庁が「法令違反による行政処分等」を行っていないとの答弁をしている。今回の審査においても、所轄庁に「過去5年間の法令違反の有無」を確認したところ、処分実績はないと

の回答であったが、財務諸表の作成・備置など、所轄庁でなくても外形的に確認できる内容については、審査の対象とする。」とされている。

しかも、参考として、「法令違反」の考え方が示されており、「学校に係る法令（教育基本法、学校教育法、私立学校法、その他関係法令）に関する「重大な違反」。（（１）役員個人の違反、（２）極めて軽微な違反、（３）他の法令の違反（消防法等）を除く。）」とされ、教育基本法を含んではいるものの、重大な違反に限定されている。

また、資料４「各朝鮮高級学校の審査基準適合状況」（甲２０の４の５）でも、規則ハ号規程１３条の項目では、全国いずれの朝鮮高校についても、①財務諸表等の作成、②理事会等の開催実績、③所轄庁による処分（直近５年間）の３要件だけが記載されており、かつ、その充足性は明らかとなっていたものであり、被告国は本件訴訟で主張している教育基本法１６条１項の「不当な支配」が、この規則ハ号規程１３条の審査対象ではないことを審査会自身が前提としていたことを示すものである。

（ウ）事務局からの説明の後、第４回審査会では、審査のポイント、申請書類の内容等について検討が行われ、委員からの「懸念される点が多く指摘されているので、いろいろ明らかにしていく必要があるのではないか」との意見に対する事務局の回答として、「主たる教材の記述など、各教科の具体的な教育内容に懸念される実態がある場合には、審査の過程の中でも問題点を指摘し、自主的改善を促すとともに、学校に対応方針を確認する。改善の方向性が確認で

きなければ、さらに、仮に指定をすることになった場合には、留意事項として通知し、自主的改善を強く促すとともに、対応状況について報告を求めている。」という審査方針が確認されている（甲20の4の9）。

(エ) その後、同年12月16日の第5回審査会までに、同年11月10日～同月28日にかけて実地調査が、同年12月2日～同月9日にかけて地方自治体の補助金に係る確認（自治体・学校）が行われた（甲20の5の2）。なお、九州朝鮮高校へは同年11月22日に実地調査が行われている（甲20の5の7）。

また、原告朝鮮学園に対し、事実確認に留まらない学校関係者の思想内容やその思想に影響を及ぼす事情などについての文書照会が数回なされ、これに対して、九州朝鮮高校はすべて回答をした（乙7～12）。

但し、前述のように、このような文書照会は、ホライゾン及びコリア国際学園に対する審査では行われていなかったことである。

イ 第5回審査会（2011年（平成23年）12月16日）

(ア) 2011年（平成23年）12月16日、第5回審査会が開催された（乙6の2、甲20の5の1～11）。

(イ) 第5回審査会では、資料1ないし資料9までの9つの資料が配布され、資料に基づき、事務局より説明がなされた（甲20の5の1、甲20の5の11）。

このうち、資料2「報道で指摘された事項への対応について」（甲20の5の3）では、基本的な考え方として、「報道等で指摘されている問題点については、審査の過程で確認

し、以下のとおり、対応。ただし、既に改善している過去の問題（法令違反その他の学校運営上の不適切な事案）については、いずれの対応も行わない。」とされた上で、問題の性質ごとに、「①審査基準に直結する問題（例：新たな法令違反が発覚した場合）」の場合及び「②申請書類の重大な虚偽（例：教材、理事会開催状況、財務諸表の偽造等）」の場合は、審査における対応としては指定をしないし、指定後に発覚した場合の対応としては指定の取消等の厳格な対応とされているものの、「③その他の不適切な学校運営」に対しては、審査における対応としては、留意事項として改善を要請し、指定後に発覚した場合の対応としては留意事項を追加するとされている。

そして、資料2で挙げられている個別の報道事項のうち、上記問題の性質のうち、「①審査基準に直結する問題」として扱われているのは、「学校運営」の項目の中で「・学校法人の理事会が開催されず、重要な意思決定（人事・資産売却等）は、総連傘下の教育会が実施。・総連関係者が議事録を偽造したり、理事に押印だけ求めるケースもあり、また、理事長の「理事会を開いたことがない」との証言や元理事の「自分が理事とは知らなかった」、「名前を貸しただけ」等の証言もある」という報道のみであり（但し、これも、括弧書きで、「長期にわたり開催されていない場合、私立学校法違反の可能性」とされているに過ぎない）、他の報道事項は、「②重大な虚偽に該当するか」、「③その他の不適切な学校運営」にしか分類されていない。

なお、被告国は、本件訴訟において、九州朝鮮高校の申請

書類に重大な虚偽があったとか、長期にわたり理事会が開催されていないなどとは主張していないのであり、九州朝鮮高校に「③その他の不適切な学校運営」と被告国が考える事実が百歩譲ってあったとしても、それは留意事項として、指定はすべきであったことは明らかであった。

(ウ) 第5回審査会では、実地調査の際に撮影した朝鮮高級学校（北海道、東京、愛知、京都）の授業風景についての映像も視聴した。

その後、実地調査の内容、主たる教材の記述、各朝鮮高校に対する書面による確認結果等について検討が行われたが、事務局から「具体的な教育内容に懸念される実態がある場合には、指定の際に留意事項を付し、自主的改善を促すこととなるため、しっかりと把握していく。」との説明、委員から「拉致問題の授業の映像を見る限りにおいては、教師が相当工夫をして授業を行っていると感じた。生徒に対して、自分で考えることの重要性を盛んに訴えていたことが印象深い。」との感想、これに関する事務局の「実地調査の際に、各学校の教員が皆、「現在は在日4世、5世の時代であり日本社会で共生していくことを教えなければならない。そのような中で反日教育を行えるはずがない。」と口を揃えて主張していた。」との説明、委員から「授業風景を見ても、集中して授業を受けている印象はうかがえた。」、これに関する事務局からの「生徒とグラウンドや廊下ですれ違う際にも、しっかり挨拶をする。普段から生徒指導が行き届いているのだろうと思われる。」との説明などがなされた（甲20の5の11）。

(エ) 以上からすれば、朝鮮高校に対する規則ハ号規則に従った審査は、2011年12月16日の第5回審査会の時点で終わっているといえる。

そして、その後の審査は、審査基準に含まれない事項を調査しようとしたため長時間を要しているに過ぎない。

実際、その後、後述する同年9月10日の第7回審査会までに、九州朝鮮高校に対し、理事会・評議会の開催が確認できる書類の提出、法人内での理事等の印鑑の保管の有無、長期借入の有無を、金正恩氏の肖像を教室内に掲示しているか等、新聞報道の真偽等についての文書照会が数回なされているが、これに対しても、福岡朝鮮学園はすべて回答をした(乙13～22)。

ウ 第6回審査会(2012年(平成24年)3月26日)

2012年(平成24年)3月26日、第6回審査会が開催された(乙6の3、甲20の6の1～8)。

第6回審査会では、資料1ないし資料6までの6つの資料が配布され、資料に基づき、事務局より説明がなされた(甲20の6の1、甲20の6の8)。

このうち、資料2「高校無償化に係る朝鮮高級学校の審査状況」では、「1. 審査基準への適合性」について、「裁量の余地のない外形的な基準(教員数、校地・校舎の面積等)については、全校が基準を満たしている。」とされ、また、「○報道内容のうち、(1) 審査基準(法令に基づく学校の運営)に抵触しうる事項(注)、例: 理事会が長期間開催されていない、(2) 申請内容の重大な虚偽となりうる事項、例: 理事会議事録の捏造、財務諸表の虚偽については、指定の可否に関

わることから確認を行ったが、重大な法令違反に該当する事実は確認できていない。」とされている。

また、資料 2 では「2.朝鮮総連との関係」についても、「朝鮮学校については、朝鮮総連によって教育基本法第 16 条の「不当な支配」を受けているのではないかとの指摘がなされている。仮に同法に違反する場合には、重大な法令違反に該当することから、この点について、必要な確認を行ったところ、概要は以下のとおり。」として、教育内容、人事、財政、学校運営に分けて、朝鮮総連による影響に関し否定的な事実が確認されたという趣旨のことを述べている。

実際、資料 4 「朝鮮高級学校への留意事項（素案）」では、「5.学校の自主的な運営等について」とされた中で、「特定の団体による「指導」の下に、学校運営が行われているとの誤解を招くことのないよう、学校として自主的に運営を行うとともに、上述のように学校運営に関する積極的な情報提供に努めること。また、保護者等の意見も踏まえ、肖像画の掲示について、十分に検討すること。」とまとめられており、不当な支配が誤解によるものでありことを前提とした記述となっている。

その後、第 6 回審査会では、実地調査の際に撮影した朝鮮高級学校（茨城、神奈川、大阪、兵庫、広島、九州）の授業風景についての映像も視聴した上で、仮に指定する場合の留意事項（素案）についての検討が行われている。

エ 第 7 回審査会（2012 年（平成 24 年）9 月 10 日）

2012 年（平成 24 年）9 月 10 日、第 7 回審査会が開催された（乙 6 の 4、甲 20 の 7 の 1～7）。

第7回審査会では、資料1ないし資料5までの6つの資料が配布され、資料に基づき、事務局より説明がなされた（甲20の7の1、甲20の7の7）。

その後、第7回審査会においても、仮に指定する場合の留意事項（素案）についての検討が行われ、委員からは「書面による学校への確認について、報道等で指摘される事実に関して、学校側が一様に否定する結果となっている。こちらも捜査権があるわけではないので、真偽の確証を得ることについては限界がある側面もあるが、審査基準に関わることについては、引き続きしっかり確認してほしい。」との意見が出され、今回の議論を踏まえながら今後も審査作業を進めていくこととされた（乙6の4、甲20の7の7）。

オ その後の審査会の不開催

その後、2012年（平成24年）10月5日及び同月10月19日の2回にわたり新聞報道の真偽を確認する文書照会があり、九州朝鮮高校は回答を行ったものの（乙19～22）、朝鮮高校を審査の対象とした審査会は開催されなかった。

（3）国際人権A規約13条2（a）及び（c）の中等教育・高等教育の「無償教育の漸進的導入」留保撤回

朝鮮高校に対する審査会での審査が実質的に終了した2011年（平成23年）12月16日（第5回審査会）時点と平仄を合わせるように、民主党政権は、国際人権A規約13条2（b）及び（c）の中等教育・高等教育の「無償教育の漸進的導入」留保撤回に向けた動きをとっており、2012年（平成24年）2月には、玄葉光一郎外務大臣が、留保撤回にむけた指示を事務方に出している。

そして、2012年（平成24年）9月11日、野田内閣は、国際人権規約A規約13条2（b）及び（c）の中等教育・高等教育の「無償教育の漸進的導入」留保撤回を閣議決定し、その旨を国連事務総長に通告した。

この留保撤回により、被告国は、国際人権規約A規約2条2項、同13条（b）「すべての者に対して（教育等の）機会」を与えることとしていることなどの条約上の義務を負ったものであり、民主政権下において、朝鮮高校の指定は、もはや時間の問題であったといえる。

（4）自民党への政権交代と180度方向を変えた不指定の方針

しかしながら、野田内閣が解散し行われた衆議院議員選挙で自民党が大勝、民主党が惨敗し、2012年（平成24年）12月26日、第二次安倍内閣が誕生した。

そして、同月28日、下村博文文部科学大臣は、「本日の閣僚懇談会で、私から、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続きを進めたい旨を提案したところ、総理からもその方向でしっかり進めていただきたい旨の御指示がございました。このため、野党時代に自民党の議員立法として国会に提出した朝鮮学校の指定の根拠を削除する改正法案と同趣旨の改正を、省令改正により行うこととし、本日からパブリック・コメントを実施することにいたします。なお、今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受け、学校教育法第1条に定める日本の高校となるか、又は北朝鮮との国交が回復すれば現行制度で体調と成り得ると考えているところで

ございます。」として、パブリックコメントの実施を発表した（甲60の1）。

そして、同日、文部科学省は、期限を平成26年1月26日として、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）を実施した（甲19、甲60の2）。

下村文部科学大臣による不指定の方針の発表は、審査停止がありつつも、民主党政権下で進めてきた国際人権規約A規約13条2（b）及び（c）の留保撤回に向けた、無償化法、無償化規則、規則ハ号規程の制定という流れを180度ひっくり返すものであり、かつ、文部科学大臣が設置した審査会をも無視する暴挙であった。

（5）パブリックコメントと同意見に対する文部科学省の考え方からも朝鮮高校の不指定・規則ハ号削除の理由が政治・外交上の理由にあることは明らかであること

2013年（平成25年）2月20日、下村文部科学大臣は、本件省令を改正する省令を制定して、規則ハ号を削除したうえで、原告朝鮮学園に対して、本件不指定処分を行った（甲13）。

同年3月5日、支援室は、パブリックコメントの結果（主な意見の概要とそれに対する文部科学省の考え方）を公表した（甲19）。そこでは、まず、「朝鮮学校だけ支給しないというのは、法の下での平等という憲法の本質に反する。＜憲法第14条＞」という意見に対しては、「憲法14条1項は、国民に対して絶対的な平等を保障したのではなく、相対的、比例的な平等を保障するものである。つまり、合理的理由のない差別を禁

止するものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由として、その法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、同項に違反するものではないと解されています。今回の改正は、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないとの理由には合理性があり、憲法第14条には違反しないと考えております。」との文部科学省の考え方が示されている。

次に、「外交上の配慮などにより判断しないと云っていたのに方針を変えるのか。」との意見に対しては、「「外交上の配慮などにより判断しない」との民主党政権時の政府統一見解は廃止した上で、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないと判断するものです。」という文部科学省の意見が述べられている。

このように、パブコメに対する文部科学省の考え方から明らかかなように、ハ号削除は外交上の理由に基づくものであることは明らかである。

5 規則ハ号規程削除後のコリア国際学園及びホライゾンに対する取扱いとの矛盾

規則ハ号規程削除後である2013年（平成25年）12月16日に第8回審査会が開催されている。

そこではコリア国際学園に関する審査のみが行われ、第3回審査会での留意事項に加えて、新たな留意事項が示されている（甲

20の8の1ないし4)。

このように、コリア国際学園に対しては、規則ハ号規程削除後においても、政府統一見解、文部科学大臣談話に従い、留意事項を付すという方針で臨んでいるのであり、朝鮮学校に対する取扱いとは明らかに矛盾しているのである。

第3 結語

以上のとおり、被告国が、一旦は、条約上の義務やこれに基づく無償化法の立法理由に基づく目的論解釈からして、また、無償化法2条1項5号の「高等学校の課程に類する課程」という文言の当然の文理解釈として、外交上の配慮などにより判断せず教育上の観点から客観的に判断するという政府統一見解や文部科学大臣談話を打ち出し、これを前提に規則ハ号規程を定めたこと、それにもかかわらず「不当な支配」や「国民の理解」などという言葉を持ち出して、その解釈を歪めて、朝鮮高校を無償化法から排除する理由をこじつけてきたものであることは火を見るより明らかである。

言うまでもないが、政権交代したからといって、朝鮮高校が行っている教育課程に何らの差異があるものでもない。ましてや韓国延坪島での軍事衝突前後で、朝鮮高校が行っている教育課程に違いなどあるはずもない。

無償化法制定時に繰り返し言われてきた「客観的」かつ「普遍的」な基準に基づく審査であれば、無償化法2条1項5号の定める「高等学校の課程に類する課程」を朝鮮高校が有しているかどうかの判断は、自民党が与党で民主党が野党の時代、自民党と民主党が政権交代し民主党が与党となった時代、民主党が政権を奪還され自民党が再び与党となった時代でも何ら変わらないはずである。

それにもかかわらず、被告国が、政治状況や政権交代前後で、答弁の変遷、方針の変更を繰り返してきたこと自体が、不指定及びハ号規定の削除が政治・外交上の理由に基づく、違憲・違法な不当な差別であることの何よりの証左であるといえる。

以上